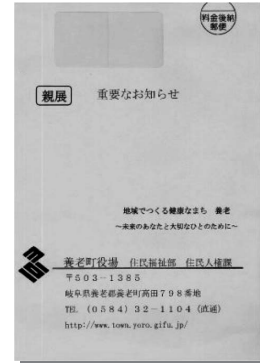


## 特定健診はもう受診しましたか？

特定健診は、あなたが生活習慣病に近づいていないかを早期発見するための重要な健診です。症状が現れにくい病気だからこそ、健診を毎年受診し続けることで、体の変化に素早く気付くことができます。前回は異常がなかったからと健診を先延ばしにしてしまうと知らぬ間に悪化していることも考えられます。一年に一度、自分のためだけでなく家族のためにもぜひ受診しましょう。

- 対象者 40歳～74歳までの養老町国民健康保険加入者  
(人間ドックの助成を受ける人は対象外となります。)  
(社会保険に加入中の人は対象外です。)
- 実施場所 町内医療機関、保健センター(12月2日(水)、3日(木))
- 受診期限 12月28日(月)
- 持ち物
  - ・受診票(対象者にはすでに送付しています)
  - ・国民健康保険被保険者証

※ 受診票の再発行は役場 住民人権課または町保健センターまで



## 町内かかりつけ医で受けた検査結果の提供にご協力ください

町では、生活習慣病等で通院中の方に検査結果を提供していただく情報提供事業を行っています。日頃の治療の結果で健診の受診に替えるものです。通院中の人はぜひご利用ください。

- 対象者 町内医療機関にて糖尿病・高血圧症・脂質異常症を治療中の人で特定健診未受診の人
- 流れ
  1. 対象の人へ8月にお知らせの文書と情報提供用紙等をお送りしています。
  2. 質問票および同意書欄にご記入のうえ、町内かかりつけ医に提出してください。
  3. 検査結果は医療機関から町に提供されます。

※血液検査、尿検査で不足項目がある場合、追加検査または特定健診の受診を勧められる場合があります。  
※西美濃厚生病院を除きます。

## 人間ドックを受診した人

養老町国民健康保険に加入中の40歳～74歳の人で、特定健診を受けずに人間ドックを受診した場合は人間ドック検査料の助成を受けられます。対象の人は住民人権課で申請してください。

- 対象者
  - ・養老町国民健康保険加入中の40歳～74歳の人
  - ・今年度の特定健診を受診していない人
  - ・人間ドックの受診日から6ヶ月以内の人
  - ・検査項目が特定健診の検査項目を満たしている人
  - ・国民健康保険税の未納がない人
  - ・他の医療保険からの助成を受けない人
- 必要書類
  - ・養老町国民健康保険被保険者証
  - ・人間ドック検査料領収書
  - ・人間ドック検査結果表
  - ・印鑑(朱肉を使用するもの)
  - ・振込先のわかるもの

- 助成金額  
人間ドック検査料の半額とし、上限2万円

問 住民人権課 ☎32-1104 町保健センター ☎32-9025